

節税レポート

平成 19年 7 月号

発行日 2007.7.2

今月のテーマ 人が退職したときの事務

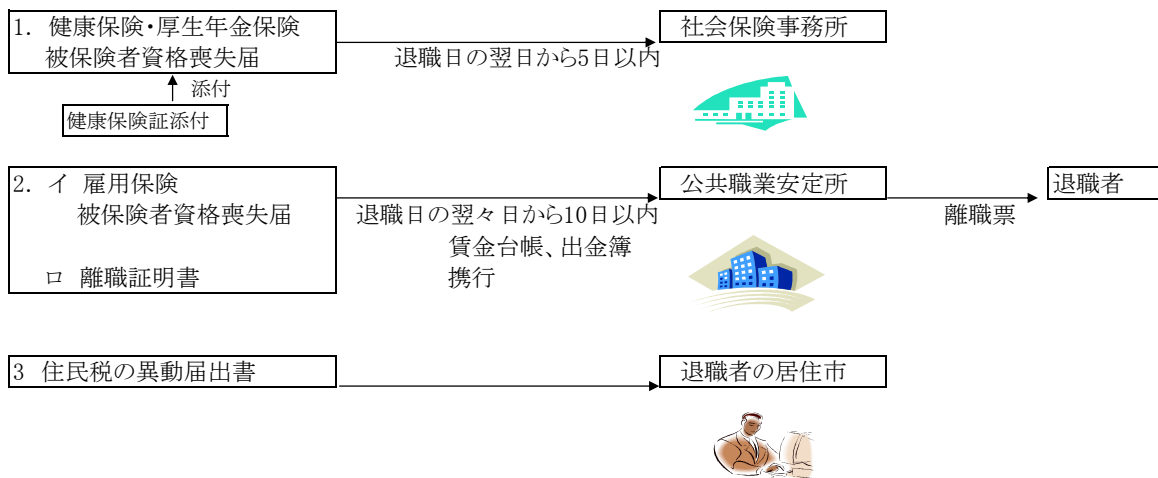


1 人が退職したときの手続きは、社会保険関連と税務関係の届出が必要です。

処理内容	届出先	期日	その他
1. 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届	社会保険事務所	退職後5日以内	添付書類 健康保険証
2. イ 雇用保険 被保険者資格喪失届 ロ 離職証明書	公共職業安定所	退職後10日以内	退職者が失業給付を受けるために必要です 携行するもの 退職届 / 賃金台帳
3 住民税の異動届出書	退職者の居住市		1月1日～4月30日の退職者からは、 5月までの住民税を徴収して、納付 します。6月からは退職者は納付 します。
4 源泉徴収書の作成	社内処理につき 届出不要		
5 退職所得の受給に関する 申告書を受理する			

図にすると次のようになります。

会社で用意するもの



発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818 FAX 03(5287)6819
Eメール info@okazaki-tax.com
URL <http://www.okazaki-tax.com>